

## 別府市議会政策研究会に関する要綱

制定 平成28年3月31日  
別府市議会告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別府市議会基本条例（平成28年別府市条例第23号）第14条第2項の規定に基づき、政策研究会（以下「研究会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について調査研究を行うものとする。

- (1) 政策的条例案の策定に関すること。
- (2) 市長に対する政策提言に関すること。

(組織等)

第3条 研究会は、議員全員（議長及び副議長を除く。）を会員として組織し、その任期は、議員の任期とする。

- 2 研究会に会長及び副会長1人を置き、会員の互選により選出する。
- 3 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 研究会に会長及び副会長のほか役員を置く。
- 6 各会派（1人会派を含む。）は所属する会員のうちから1人を推薦し、当該推薦された会員を役員に充てるものとする。
- 7 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 役員任期が満了したときは、当該役員は、後任者が選任されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(研究会の会議)

第4条 研究会の会議は、会員で構成する全体会議と会長、副会長及び役員で構成する役員会議とする。

(全体会議)

第5条 全体会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 全体会議は、会員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 全体会議は、この要綱に規定するもののほか、次に掲げる事項を決定する。

(1) 政策課題の募集及び選定

(2) 研究会において策定する条例案等

(3) その他研究会の運営に関する重要な事項

(役員会議)

第6条 役員会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 役員会議は、研究会の運営に関する事項を協議し、全体会議に付すべき事項を決定する。

3 役員会議は、必要に応じて各常任委員会に意見を求めることができるとともに、各常任委員会委員長に対して役員会議への出席を要請することができる。

(推進チーム)

第7条 研究会は、第5条第3項第1号の規定により選定された政策課題（以下「政策課題」という。）を具体的に調査研究するために、推進チームを置くことができる。

2 推進チームは、8人以内の会員をもって組織し、その属する会員は、政策課題ごとに役員会議に諮って決定する。

3 推進チームは政策課題に応じて、各常任委員会に意見を求めることができる。

4 推進チームに属する会員の任期は、政策課題の調査研究の終了時までとする。

5 推進チームは、政策課題の調査及び研究の経過並びにそれらの成果を適時全体会議に報告しなければならない。

(座長及び副座長)

第8条 推進チームに座長及び副座長を置き、属する会員の互選により選出する。

2 座長は、推進チームを代表し、その事務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進チームの会議)

第9条 推進チームの会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。

2 座長は、必要に応じて各常任委員会委員長に対して、推進チームの会議への出席を要請することができる。

(オブザーバー)

第10条 議長及び副議長は、全体会議、役員会議及び推進チームの会議にオブザーバーとして参加することができる。

(庶務)

第11条 研究会の庶務は、議事総務課において行うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。